

広島国税局からのお知らせ

事業者団体の皆さま

消費税

会員向け

インボイス制度 説明会

を開催しませんか？

もちろん
無料!

国税局・税務署から
講師を派遣
します!



たとえば・・・

こうした疑問に
お答えします!

インボイスって
決まった様式で作らなきゃ
いけないの…?

小売業
Aさん



毎月引落しだから
請求書をもらっていない
んだけど…?

卸売業
Bさん



オンライン
対応
ご相談ください



改正
電帳法も



しっかりと理解と準備を進めて
令和5年10月を迎えましょう!

業種や要望にそった説明により、

参加者の**約9割**が「**理解が進んだ**」と回答!



- 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- 令和5年10月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問を受ける内容を踏まえながら説明します。
- 日程調整等をさせていただきますので、管轄税務署又は以下の担当者までお気軽にご相談ください。

各税務署でも無料の説明会を開催していますので、こちらも是非ご検討ください(広島国税局ホームページ「税に関する情報」)

説明会開催日程



【担当者】

〒730-8521

広島県広島市中区上八丁堀 6-30

広島国税局 消費税課 軽減税率・インボイス制度係 担当:葉田(ハタ)

電話: 082-221-9211 (内線 4638)

メール: keigen@hir.nta.go.jp

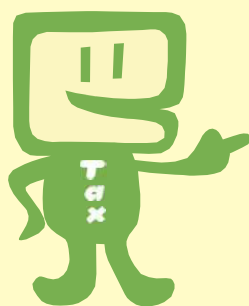
事業者の方へ

税 国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト (WEB版)」、 「e-Taxソフト (SP版)」 をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき
点などを解説します。また、チャット機能を利用
した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム
ページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」を
ご覧ください。

特設サイトへ▶

